

令和 7 年度玉野市子育て世帯訪問支援事業 受託事業者募集要項

玉野市健康福祉部
こどもみらい課

1 目的

玉野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、訪問支援業務を委託する事業者を募集するもの。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名称

玉野市子育て世帯訪問支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「玉野市子育て世帯訪問支援事業仕様書（以下、仕様書という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料

別紙仕様書のとおり

3 応募資格

玉野市子育て世帯訪問支援事業仕様書に基づき業務の履行が可能な事業者で、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 令和7年度玉野市に指定業者登録をしている事業者であること。

※事業開始前に必ず登録予定であること

(2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかの要件を満たす事業者とする。

(ア)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者（訪問系）

(イ)介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者

(ウ)上記事業所と同等の援助が提供できる事業者

(3) 申込日において玉野市により指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 申込日において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定されていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体ではないこと。

(7) 事業内容等の調整が必要な場合に、即対応できる体制がとれること。また、玉野市側との協議に参加できること。

4 応募方法

(ア) 提出場所 玉野市健康福祉部こどもみらい課
住所 玉野市宇野 1 丁目 27 番 1 号
電話 0863-32-5554
Mail kodomo@city.tamano.lg.jp

(イ) 提出書類 (各 1 部)

①玉野市子育て世帯訪問支援事業受託事業者申込書 (様式第 1 号)

② 事業者概要 (様式第 2 号)

※指定書通知の写し (指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合) または事業内容がわかるものを添付してください。

(ウ) 提出方法 こどもみらい課まで直接持参又は郵送

5 利用の決定

利用にあたっては、支援対象者が当該事業受託事業者の中から選択し、市長が利用の決定を行う。

なお、当該事業は複数の事業者と随時委託契約を締結するものとする。

6 受託事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、受託事業者としての決定を取り消す。

(ア)応募資格を満たさなくなった場合、若しくは満たさないことが判明した場合

(イ)著しく社会的信用を損なうなど受託事業者としてふさわしくないと市長が判断した場合

7 その他

○提出書類は審査結果に関わらず返却しないこととし、契約終了後 10 年間保存し、保存期間満了後は本市の責任において処分するものとする。なお、提出書類は本業務以外に使用しない。

○提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。

○委託期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。以降、1 年毎に本市において契約書を作成し、契約を更新する。受託事業者が次年度の契約を更新しない場合は、契約期間が満了する日の 30 日前までに書面 (様式任意) をもってその旨を申し出ること。